資料２－１

令和７年度第２回愛知県特別支援教育連携協議会での協議内容等

開 催 日　令和８年１月２３日
開催場所　自治センター

愛知県の特別支援教育の推進のために、関係機関が連携し、特別な支援の必要な子供に対して生涯にわたって一貫した支援を行うための取組について

（１）発達障害のある子供や強度行動障害の状態にある子供に関して、関係者が共通理解を測った上で支援していくことが重要である。以前に比べて学校と福祉関係の事業所の間で情報交換はできてきているが、さらに、お互いに検討会議などに参加して、統一した方針をもつと良い。

（２）教員は教育の専門家であって、心理や医療の専門家ではないので、専門家による診断やアセスメントの結果を教員に伝える際には、どのような支援であれば子供たちに対して発達、成長につながるかということを踏まえて、より具体的に伝えていく必要がある。

（３）サポートブックについては、可能であれば全ての子供に配付して、できる限り早い段階でスタートしていくのが良い。そこに書かれている内容について、関係者が共通の基準、言語で読み解いていくことが、切れ目のない一貫した支援につながる。

（４）本人への支援だけでなく、保護者や家族などへの支援も重要である。幼児期に限らずどの発達段階においても、ペアレントメンターやピアサポートなどによって、先輩の保護者が現役の保護者を支えていくということが効果的である。

（５）現在は、特別支援教育を起点として、発達障害と精神疾患、発達障害と外国人児童生徒のように、様々な課題が複雑に絡み合っているため、複数の課題について合わせて支援する事例を、関係者同士で連携して対応していく必要が出てくる。多様なニーズに対応していくためには、個々の専門家の知識だけではなく、専門家同士も連携していくことが重要である。